# 日本の会計基準の国際化と会計情報の質

# The Internationalization of Japanese Accounting Standards and Accounting Quality

# 向 伊知郎

Ichiro Mukai

#### 和文要旨

本研究の目的は、世界的に IFRSs への会計基準の収斂が進行する中で、日本の会計基準がその質を高めており、その結果作成される連結財務諸表数値の質も高まっているか否かについて検討することにある。分析対象は、日本の証券取引所への上場企業における 3 月決算企業の連結財務諸表である。本研究では、会計情報の質の測定に関する先行研究で用いられた分析手法を援用することによって、日本における会計基準の設定および改訂が、日本の企業が開示する連結財務諸表数値の質にどのような変化を生じさせてきたかを時系列的に分析する。分析結果では、日本の会計基準が IFRSs への収斂を意識して設定および改訂されてきたにもかかわらず、利益管理は依然として行われており、会計情報の価値説明力も必ずしも高まっていないことが明らかになった。

### 英文要旨

The purpose of our research is to examine the accounting quality of accounting amounts using a sample of consolidated financial reporting of Japanese companies. The definition of "accounting quality" is referred to a prior research, Barth, Landsman and Lang (2008). We divided the financial data to three terms, Year 1999–2001, Year 2002–2004, and Year 2005–2007. The accounting quality is analyzed from the earnings management, the timely loss recognition, and the value relevance. The result of our tests shows that the accounting quality does not increase in spite of developing international convergence of Japanese accounting standards.

和文キーワード:会計情報の質、国際財務報告基準、国際的収斂、日本、

英文キーワード:accounting quality, IFRSs, international convergence, Japan.

#### 目 次

- 1 はじめに
- 2 日本の会計基準の国際的収斂への対応
- 3 会計基準と会計情報の質に関する先行研究
- 4 リサーチ・デザイン
- 5 サンプルと記述統計
- 6 分析結果
- 7 結論

# 1 はじめに

現在、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, IASB) が設定および容認した "IFRSs" への会計基準の国際的収斂が進行している。ここで、IFRSs とは、以下のものをいう<sup>1)</sup>。

- ① IASBが設定する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, IFRS)
- ② IASB が 国 際 会 計 基 準 委 員 会 (International Accounting Standards Committee, IASC) から受け継いだ国 際会計基準(International Accounting Standards, IAS)
- ③ IASCの解釈指針委員会(Standing Interpretations Committee, SIC) および IASBの国際財務報告解釈指針委員会 (International Financial Reporting Interpretation Committee, IFRIC) が作成した解釈指針

2005 年 に、ヨーロッパ 連合 (European Union, EU) 諸国、オーストラリアおよびニュージーランド $^{2}$ が、上場国内企業に対して IFRSs の適用を規定または容認した。2007 年には、アメリカの証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC) が、アメリカで上場する外国企業に対して IFRSs の適用を容認し $^{3}$ 、近い将来,国内企業に対しても容認することを検討している $^{4}$ 。2011 年には、カナダ、インドおよび韓国 $^{5}$ が、IFRSs を適用することを表明している。現在までに 110 カ国以上において、上場国内企業に IFRSs の適用が規定または容認されており、これは今後ますます拡大する傾向にある $^{6}$ 。

日本では、1997年以降、国際市場で受け入れられる会計制度の構築に向けて大改革(会計ビッグ・バン)が進められてきた。2001年にIASCがIASBへ改組されると、日本の会計基準の設定主体として、それまでの公的機関である企業会計審議会に代わり、民間団体である企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan, ASBJ)が設立された。ASBJは、2005年1月に、IASBとの間で共同プロジェクトを立ち上げることに合意して、3月より会

計基準の国際的収斂に向けて積極的に活動を開始した。2007年に、ASBJは、IASBとの間で東京合意を締結した。東京合意では、2008年末までにIFRSsとの重要な相違を解消し、2011年6月までにIFRSsとの残りの相違を解消することが表明され、会計基準の設定および改訂が進められている<sup>71</sup>。

IASBの目的の1つは、公共の利益のために、高品質の、理解可能なかつ強制力のある単一の国際的な会計基準を設定することにある。その会計基準は、財務諸表およびその他の財務報告において、高品質の、透明性がありかつ比較可能な情報を要求し、世界の資本市場への参加者およびその他の情報利用者が経済的意思決定を行うのに役立つものである80。ここから、高品質な会計基準であるIFRSsに従って作成される連結財務諸表は、高品質な連結財務情報を提供すると考えられる。

そこで、本研究では日本の会計基準を含めて世界的に IFRSs への収斂が進行する中で、日本の会計基準がその質を高めており、その結果作成される連結財務諸表数値の質も高まっているか否かについて検討することを目的とする。日本では、会計ビッグ・バンにより 1999 年 4 月1日以降に始まる会計年度より、主要財務諸表として連結財務諸表の作成が義務づけられている。本研究では、会計情報の質 (accounting quality) の測定に関する先行研究で用いられた分析手法を援用することによって、日本における会計基準の設定および改訂が、日本の企業が開示する連結財務諸表数値の質にどのような変化を生じさせてきたかを時系列的に分析する。

# 2 日本の会計基準の国際的収斂への対応

1997年に始まる会計ビッグ・バンは、当時の会計基準の設定主体であった企業会計審議会が中心となって進められた。会計ビッグ・バン以降、日本では、透明性の高いディスクロージャー、国際標準の会計基準への調和、国際的に比較可能な財務諸表の確保の3つを目的として、日本の会計基準を当時のIASと調和させるために会計基準の設定および改訂が繰り返されてきた。そこでは、企業会計のパラダイム転換と考えられるような以下の内容が中心であった。

- ① 個別決算から連結決算重視
- ② 金融資産への時価評価の導入
- ③ (連結)キャッシュ・フロー計算書の制度化 これらのパラダイム転換と関連して,企業会 計審議会が設定および改訂した会計基準は,図 表2-1のとおりである。

会計基準の設定は、2001年より ASBJ により行われるようになった。ASBJ は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準およびその実務上の取扱いに関する指針の開発に関して、以下の2つの役割を担った90。

- ① 国内の会計基準の設定および整備
- ② 会計基準の国際的収斂への対応

しかし、IASBのトゥイーディー(Tweedie, David)議長は、2004年に、日本は世界で最も不透明な財務報告制度をもつ国の1つであり、日本の企業が他の国において上場することは困難であると述べて<sup>10)</sup>、会計基準の国際的収斂への日本の対応に対して苦言を呈した。同様の批判は、2005年にEUのヨーロッパ証券規制当局委員会(Committee of European Securities Regulators, CESR)が公表した「技術的助言」(Technical Advice)からも理解できる。これは、アメリカ、カナダおよび日本の会計基準と

IFRSs との同等性について評価したものである。 CESR は、日本と IFRSs の内容について、おおよそ同等であると評価する一方で、日本の会計基準に関連して、アメリカおよびカナダに要求した以上の 26 項目の追加的な開示あるいは補完計算書の開示を要求した<sup>111</sup>。

その後、ASBJは、2005年1月に、IASBとの間で共同プロジェクトを立ち上げることに合意して、3月より会計基準の国際的収斂に向けて積極的に活動を開始した。2007年に、ASBJは、IASBとの間で東京合意を締結した。東京合意に基づいて、ASBJは、2008年末までにIFRSsとの重要な相違を解消した。ASBJは、2011年6月を目処として、IFRSsとの残りの相違を解消するロードマップを公表している<sup>12)</sup>。ASBJがIFRSsとの相違の解消に向けて会計基準の設定および改訂を行った結果、ヨーロッパ共同体(European Community、EC)委員会は、2008年12月に、日本の会計基準がEUで採用されているIFRSsと同等であると認めることを公表した<sup>13)</sup>。

ここから、現在の日本の会計基準は、IFRSs に 完全に収斂していないが、ほぼ同等の内容である と考えられる。ASBJが、会計基準の国際的収斂 を意識しながら設定および改訂した会計基準は、

公表	年月	日	会計基準等	特徴		適用年月日			備考
1997		6	連結財務諸表制度の見直しに関する 意見書	連結中心の開示制度へ	1999	4	1	開始事 業年度	
1991	"	"	連結財務諸表原則	是指中心の用小削及へ 	"	"	"	"	ASBJに より改訂
	3	13	連結キャッシュ・フロー計算書等の 作成基準	連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書の制度化	"	"	"	"	
	"	"	中間連結財務諸表等の作成基準	中間決算の厳格化	"	"	"	"	
1998	"	"	研究開発費等に係る会計基準	発生時費用処理	"	"	"	"	ASBJに より改訂
	6	16	退職給付に係る会計基準	退職給付債務の測定	2000	"	"	"	"
	10	30	税効果会計に係る会計基準	資産負債観に基づいた資産負債法	1999	"	"	"	
1999	1	22	金融商品に係る会計基準	金融商品の整理と時価評価	2000	"	"	"	ASBJに より改訂
1000	"	"	外貨建取引等会計処理基準	決算日レート法	"	"	"	"	
2002	8	9	固定資産の減損に係る会計基準	減損処理	2005	"	"	"	
2003	10	31	企業結合に係る会計基準	M&A の会計基準の整備	2006	"	"	"	ASBJに ト h Pを宣

図表2-1 会計ビッグバン以降に企業会計審議会が設定および改訂した会計基準

図表 2-2 ASBJ が設定および改訂した会計基準

設定	年月	日	最終改	訂年	月日	号	会計基準等	特徴		最新	版の	適用	年月日
2002	2	21	2006	8	11	第1号	自己株式および準備金の額 の減少等に関する会計基準	取得した自己株式を株 主資本から控除		会社法れる日		きめが	が適用さ
2002	9	25	2006	1	31	第2号	1株当たり当期純利益に関 する会計基準	1株当たり当期純利益 の開示	*	会社法施行日 以降(2006/5/1)			終了事 業年度
	3	16				第3号	「退職給付に係る会計基準」 の一部改正	年金資産が退職給付債務 を超過した場合,費用の 減額として処理する		2005	4	1	開始事 業年度
	11	29				第4号	役員賞与に関する会計基準	役員賞与の費用処理		"	"	"	"
	12	9	2009	3	27	第5号	貸借対照表の純資産の部の 表示に関する会計基準	純資産の部の創設と株 主資本		2008	"	"	"
2005	"	27				第6号	株主資本等変動計算書に関 する会計基準	評価・換算差額等の変動 と残高		会社治以降(2		2001 (0.000)	終了事 業年度
	"	11	2008	12	26	第7号	事業分離等に関する会計基準	移転した事業に関する投 資が継続している場合に は、移転損益を認識しない	*	2010	4	1	開始事業年度
	"	"	"	"	"	第8号	ストック・オプション等に 関する会計基準	ストック・オプションの 費用処理	*	"	"	"	l)
	7	5	"	"	"	第9号	棚卸資産の評価に関する会 計基準	低価法を原則適用	*	2008	"	"	"
2006	8	11	2008	3	10	第 10 号	金融商品に関する会計基準	リスク情報等の注記情 報の充実	*	2010	3	31	終了事 業年度
	10	17				第 11 号	関連当事者の開示に関する 会計基準	関連当事者に関する注 記情報の充実	*	2008	4	1	開始事 業年度
	3	14	2009	6	26	第 12 号	四半期財務諸表に関する会 計基準	四半期報告の義務づけ	*	2010	"	"	"
2007	3	30				第13号	リース取引に関する会計基準	リース資産のオン・バラ ンス	*	2008	"	"	"
2001	5	15				第14号	「退職給付に係る会計基準」 の一部改正(その2)	複数の事業主により設立 された企業年金制度の会 計処理	*	"	11	"	"
	12	27				第 15 号	工事契約に関する会計基準	工事進行基準を原則適用	*	2010	"	"	"
	3	10	2008	12	26	第16号	持分法に関する会計基準	連結企業集団内での会 計方針の統一	*	"	"	"	"
	"	21	2009	3	27	第 17 号	セグメント情報等の開示に 関する会計基準	マネジメント・アプロー チの採用	*	"	"	"	"
	"	31				第 18 号	資産除去債務に関する会計 基準	資産除去債務の負債計上	*	"	"	"	"
2008	7	31				第 19 号	「退職給付に係る会計基準」 の一部改正(その3)	割引率の基礎として,期末 における安全性の高い長 期の債権の利回りとする	*	2009	'J	"	"
	11	28				第 20 号	賃貸等不動産の時価等の開 示に関する会計基準	賃貸不動産の時価情報 の開示	*	2010	3	31	終了事 業年度
	12	26				第 21 号	企業結合に関する会計基準	パーチェス法一本化と 全面時価評価	*	2010	4	1	開始事 業年度
	"	"				第 22 号	連結財務諸表に関する会計 基準	購入のれん	*	"	"	"	"
	"	"				第 23 号	「研究開発費等に係る会計基 準」の一部改正	企業結合に伴って取得した 研究開発費等の資産計上	*	"	"	"	"

<sup>\*)</sup> 会計基準の国際的収斂を強調して設定および改訂された会計基準

図表 2-2 のとおりである。ASBJ の会計基準の IFRSs への収斂に向けての活動と並行して,金融庁は,企業会計審議会において,2010 年 3 月期から IFRSs の任意適用を開始して,2012 年より強制適用するか否かを検討している141。

# 3 会計基準と会計情報の質に関する先 行研究

会計基準の相違または変更が会計情報の質に どのような影響を及ぼすかに関する先行研究で は、さまざまな会計情報の質の定義および分析 手法が用いられている。

Ashbauch and Pincus (2001) は、会計情報の質をアナリストの利益予測の正確性から検討した。これは、13 カ国における会計基準と IAS との相違が、アナリストが行うアメリカ以外の企業の利益予測の正確性に影響を及ぼすかどうかについて、IAS の適用前後におけるアナリストによる利益の予測誤差の変化から検討している。分析モデルは、利益の予測誤差を目的変数として、説明変数に利益予測額、株式時価総額並びに開示基準および測定基準の IAS との相違指数を用いた重回帰分析である。IAS の適用前後における差異分析の結果、IAS の適用後の方が、アナリストの利益予測の正確性が増していることが明らかになった<sup>[5]</sup>。

Leuz, C. (2003) は、会計情報の質を会計情報の非対称性から検討した。これは、IFRSs とアメリカの会計基準を適用しているドイツの企業を対象として、ビッド・アスク・スプレッド (bidask-spread) と株価収益率から比較して、会計情報の非対称性について分析している。分析結果では、IFRSs とアメリカの会計基準との間に、明確な会計情報の非対称性はみられないことが明らかになった<sup>16)</sup>。

Daske(2006)は、会計情報の質を資本コストの大きさから検討した。これは、IFRSsを適用することが測定可能な経済的便益をもたらすかどうかについて、IFRSsとアメリカの会計基準を適用しているドイツの企業を対象として、資本コストの相違から分析している。分析モデルは、残余利益モデルと超過利益モデルに基づいている。分析結果では、IFRSsを適用することにより資本コストが減少するといった明らかな

証拠は見いだせないことが明らかになった17)。

Ewert and Wagenhofer (2005) は、会計情報の質を利益の分散と株式リターンの説明力から検討した。これは、経営者の裁量的行動を制限するような厳格な会計基準(tighter accounting standards)が、利益管理(earnings management)を小さくして、資本市場に対していっそう目的適合的な情報を提供するかについて分析している。分析モデルは、利益の分散および利益と株式リターンとの回帰分析に基づいている。分析結果では、厳格な会計基準は企業実態を反映した利益を表示することになり、いっそう高い質の情報を提供することが明らかになった<sup>18</sup>)。

Tendeloo and Vanstraelen (2005) は、会計情報の質を利益管理の大きさから検討した。これは、IFRSs とドイツの会計基準を適用したドイツの企業の連結財務諸表を対象として、裁量的発生項目の大きさおよび発生項目と営業キャッシュ・フローとの相関関係について分析している。分析結果では、IFRSs を自発的に適用している企業の利益管理は小さく、会計情報の質が高いことが明らかになった<sup>19</sup>。

Bartov, Goldberg and Kim (2005) は、会計情報の質を利益の株式リターン説明力から検討した。IFRSs、アメリカの会計基準およびドイツの会計基準を適用したドイツの企業の連結財務諸表を対象として、利益と株式リターンとの関係、また会計基準をIFRSs またはアメリカの会計基準へ変更した企業を対象として、会計基準変更前後における利益と株式リターンとの関係について分析した。分析結果では、IFRSs またはアメリカの会計基準による利益は、ドイツの会計基準による利益以上に株式リターンの説明力が高く、利益の質が高いことが明らかになった。ただし、IFRSs とアメリカの会計基準との間では、いずれの利益の質が高いかは明らかでないとしている $^{20}$ 。

Schipper(2005) は、会計情報の質を企業実態の表示として検討した。これは、EUにおいてIFRSsを強制適用して、統一した財務報告を実現するためには、原則主義(principles-based approach)による会計基準に加えて詳細な解釈指針が必要とされることを主張している。研究方法は、会計基準に基づいた非計量的な記述的方法である。IFRSsとアメリカの会計基準にお

ける連結範囲の決定および公正価値測定の問題 に焦点を当てて、会計基準の国際的収斂では、 経営者の裁量を排除して企業実態を表示するために、報告実体と公正価値測定の2つの基本的 な問題が会計情報の質に影響を及ぼすことを明 らかにした。

Soderstrom and Sun(2007) も, 会計情報の 質を企業実態の表示として検討した。企業活動 の結果の解釈は、各国の法律および政治といっ た制度的環境の影響を受けて異なったものに なる。当該研究は、2002年に EU が上場企業 の作成する連結および個別財務諸表に対して. IFRSs の適用を容認したことを受けて、IFRSs により連結財務諸表を作成した場合における会 計情報の質の変化について検討した。研究方法 は、各国の会計環境の相違に焦点を当てた非計 量的な記述的方法である。結論では、仮に同一 の会計基準により会計情報が作成されるとして も、会計情報の質は、法律および政治的環境の 影響を受けて相違する証券市場の発展、資本の 構成、所有者の構造および税制によって異なっ たものとなるため、IFRSsといった1組の会計 基準に従って作成された連結財務諸表の質は、 各国の法律および政治的環境の相違から差異が 生じることが主張された210。

Barth, Landsman and Lang (2008) は, 会計 情報の質を、それまでの先行研究以上に拡大し てとらえて、利益の平準化、損失の適時認識お よび価値関連性から検討した。会計情報の質が, IFRSs の適用によりどのように変化するかが、 21 カ国の企業を対象として、IFRSs の適用前後 における連結財務諸表数値から分析された。利 益の平準化は、利益とキャッシュ・フローの変 化のばらつきおよび営業キャッシュ・フローと 発生項目に関する重回帰分析の結果から分析さ れた。損失の適時認識は、多額の損失額を説明 変数に加えて、IFRSs の適用前後においてその 説明変数が有意か否かから分析された。価値関 連性は、純資産と当期純利益を用いた分析モデ ルおよび株式リターンモデルの変形モデルから 分析された。分析結果では、IFRSs を適用して いない企業に比較して、IFRSs の適用企業の会 計情報の質が高いことが明らかになった。具体 的には、IFRSs の適用企業の連結財務諸表数値 は、利益の平準化が小さく、目標値への利益管

理が少なく、適時に損失認識が行われかつ企業 価値説明力および株価利益倍率の説明力がより 高くなっていることが示された<sup>22</sup>。

Christensen, Lee and Walker (2008) は、会 計情報の質を利益管理と損失の適時認識から検 討した。これは、会計情報の質への経営者のイ ンセンティブが IFRSs の適用に及ぼす影響に ついて検討している。IFRSsの適用前後におけ るドイツの企業の連結財務諸表を対象として, Barth, Landsman and Lang (2008) と同様に. 利益の平準化と損失の適時認識が分析されてい る。先行研究が、会計情報の質は IFRSs を適 用することにより改善されるという一方で、当 該研究は、会計情報の質の改善の程度は、企業 が IFRSs を適用するためのインセンティブに よって制限されることを明らかにした。さら に、IFRSs を適用しない企業は銀行および企業 内部の株主と密接な関係を持っていることから. IFRSs を適用するためのインセンティブがない と説明している23。

Paananen and Lin (2009) は、会計情報の質の定義およびその分析手法として、Barth, Landsman and Lang (2008) のものを援用している。ドイツの企業を対象として、IAS の選択適用期間 (2000 年から 2002 年)、IFRSs の選択適用期間 (2003 年から 2004 年) および IFRSs の強制適用期間 (2005 年から 2006 年) の 3 つの期間に区分して、それぞれの期間における連結財務諸表数値の特徴について分析している。分析結果では、2005 年に IFRSs の適用が強制されて以降、会計情報の質は低下しており、利益の平準化および損失の適時認識が会計情報の価値関連性に関する分析結果を裏付けるものとなっていることが明らかになった<sup>240</sup>。

# 4 リサーチ・デザイン

本研究では、日本の会計基準の改訂および新たな会計基準の設定に伴って、連結財務諸表数値の質がどのように変化したかを計量的に分析する。分析期間は、以下の3つの期間に区分する。

第1期間(t=1)は、1999年度から2001年度までである。これは、会計ビッグ・バンにより連結財務諸表の作成が義務づけられて以降、現在の会計基準の設定主体であるASBJが設立さ

れるまでの期間である。

第2期間 (t=2) は,2002年度から2004年度までである。これは,ASBJ の活動が具体化し始めて以降,ASBJ と IASB との間で共同プロジェクトを立ち上げる合意が締結されるまでの期間である。

第3期間 (t=3) は,2005年度から2007年度までである。これは,EU の同等性評価への対応が求められ,ASBJ による会計基準の国際的収斂に向けての活動が活発化して以降,日本の会計基準がIFRSs と同等であると評価されるまでの期間である。

会計情報の質の定義および分析手法は、Barth, Landsman and Lang (2008) のものを用いる。会計情報の質は、利益の平準化、損失の適時認識および価値関連性から説明される。この会計情報の質のとらえ方は、Christensen、Lee and Walker (2008) および Paananen and Lin (2009) も参考としており、他の先行研究以上に広範囲な概念である。

#### (1) 利益管理

本研究では、利益管理に関して 4 つの測定が行われる。それらは、利益の平準化に関して、当期純利益の変化 ( $\triangle NI$ ) のばらつき、当期純利益の変化のばらつき対営業キャッシュ・フローの変化 ( $\triangle CFO$ ) のばらつき比率、および営業キャッシュ・フロー (CFO) と発生項目 (ACC) との相関係数である。また、利益目標に向けての経営者の行動に関して、少額の当期純利益 (small positive net income) の頻度 (SPO) が用いられる。

最初に、利益の平準化は、総資産でデフレートした当期純利益の変化のばらつきから測定される。利益の平準化は、当期純利益の変化のばらつきがいっそう小さい状態から説明される。当期純利益の変化は、経済環境やIFRSs採用のインセンティブなど、財務報告制度に直接関連しない要因の影響を受けることから、それらの要因を含めた次の等式(1)を用いて推定される<sup>251</sup>。回帰モデルによる残差の分散が、当期純利益の変化のばらつきである。これは、第1期から第3期までのそれぞれのプールしたデータで計算する。残差の分散が大きければ、当期純利益の変化が大きく、利益の平準化が図られていないことを表す。

Size = 総資産額の自然対数

Growth = 売上高変化率

Eissue = 普通株式資本金額の変化率

 $LEV = \nu \kappa \nu \mathcal{I}^{26}$ 

Dissue =総負債額の変化率

Turn =総資産回転率(売上高/総資産) CFO =総資産営業キャッシュ・フロー比率 (営業キャッシュ・フロー/総資産)

 AUD
 = 監査法人が三大監査法人であれば

 1, それ以外であれば
 0

NUMEX=上場証券市場の数

XLIST = SEC 基準採用企業であれば 1, そうでなければ 0

CLOSE = 自己株式比率(自己株式数/発行 済み株式数)

第2の利益の平準化は、当期純利益の変化の ばらつき対営業キャッシュ・フローの変化のば らつき比率から測定される。営業キャッシュ・ フローの変化もまた、 当期純利益の変化と同様 に総資産でデフレートする。また、営業キャッ シュ・フローの変化も財務報告制度に直接関連 しない要因について考慮するため、次の等式 (2)を用いて推定する。回帰モデルによる残差 の分散が、営業キャッシュ・フローの変化のば らつきとなる。これもまた、各期間のプールし たデータで計算する。もし企業が利益管理のた めに発生項目を用いるならば、当期純利益の変 化のばらつきは営業キャッシュ・フローの変化 のばらつきよりも小さくなる。ここから、当期 純利益の変化に関する残差の分散対営業キャッ シュ・フローの変化に関する残差の分散が、1 よりも大きければ、利益の平準化が図られてい ないことになる。

 $\triangle CFO_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 Size_{it} + \alpha_2 Growth_{it} + \alpha_3 Eissue_{it} + \alpha_4 LEV_{it} + \alpha_5 Dissue_{it}$ 

第3の利益の平準化は、営業キャッシュ・フローと発生項目との間のスピアマンの相関から測定される。営業キャッシュ・フローと発生項目は、等式(1)および等式(2)の当期純利益の変化および営業キャッシュ・フローの変化と同様に、財務報告制度に直接関連しない要因について考慮するため、等式(3)および等式(4)を用いて推定する。等式(3)および等式(4)の残差の相関を検定して、負の相関が強ければ、利益の平準化が図られていることを表す。

$$CFO_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 Size_{it} + \alpha_2 Growth_{it}$$

$$+ \alpha_3 Eissue_{it} + \alpha_4 LEV_{it} +$$

$$\alpha_5 Dissue_{it} + \alpha_6 Turn_{it} + \alpha_7 AUD_{it}$$

$$+ \alpha_8 NUMEX_{it} + \alpha_9 XLIST_{it} +$$

$$\alpha_{10} CLOSE_{it} + \varepsilon_{it}$$

$$\cdots \qquad (3)$$

$$ACC_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 Size_{it} + \alpha_2 Growth_{it}$$

$$+ \alpha_3 Eissue_{it} + \alpha_4 LEV_{it} +$$

$$\alpha_5 Dissue_{it} + \alpha_6 Turn_{it} + \alpha_7 AUD_{it}$$

$$+ \alpha_8 NUMEX_{it} + \alpha_9 XLIST_{it} +$$

$$\alpha_{10} CLOSE_{it} + \varepsilon_{it}$$
......(4)

最後に、利益目標に向けての経営者の行動は、 少額の当期純利益の頻度から測定される。少額 の当期純利益の計上に向けた利益管理に関する 検定は、3期間に区分された第1期と第2期お よび第2期と第3期のそれぞれ2期間を取り上 げて、その間で次の等式(5)および等式(6) を用いて推定される。少額の当期純利益の係数 が測定値である。

IAS 
$$(0, 1)_{it}$$
 =  $\alpha_0 + \alpha_1 SPOS_{it} + \alpha_2 Size_{it}$   
+  $\alpha_3 Growth_{it} + \alpha_4 Eissue_{it}$   
+  $\alpha_5 LEV_{it} + \alpha_6 Dissue_{it} +$   
 $\alpha_7 Turn_{it} + \alpha_8 CFO_{it} + \alpha_9 AUD_{it}$   
+  $\alpha_{10} NUMEX_{it} + \alpha_{11} XLIST_{it} +$   
 $\alpha_{12} CLOSE_{it} + \varepsilon_{it}$ 

$$IFRS(0, 1)_{it} = \alpha_{0} + \alpha_{1} SPOS_{it} + \alpha_{2} Size_{it} + \alpha_{3} Growth_{it} + \alpha_{4} Eissue_{it} + \alpha_{5} LEV_{it} + \alpha_{6} Dissue_{it} + \alpha_{7} Turn_{it} + \alpha_{8} CFO_{it} + \alpha_{9} AUD_{it} + \alpha_{10} NUMEX_{it} + \alpha_{11} XLIST_{it} + \alpha_{12} CLOSE_{it} + \varepsilon_{it}$$

$$(6)$$

SPOS = 少額の当期純利益を計上するための利益管理に向けた指示変数 (indicator variable)

IAS(0, 1) = 指示変数 IFRS(0, 1) = 指示変数

IAS (0,1) は,第1期より第2期の方が日本の会計基準の国際化が進んでいるという仮定に基づいて,第1期を0として,第2期を1とする。IFRS (0,1) は,第2期より第3期の方が日本の会計基準のIFRSs への収斂が進んでいるという仮定に基づいて,第2期を0として,第3期を1とする。SPOS は,総資産当期純利益率が0と0.01の間であれば1,それ以外であれば0である。SPOS の係数が負である場合には,第2期よりも第1期の方が,また第3期よりも第2期の方が,頻繁に少額の当期純利益を計上するための利益管理が行われていることを表す。

#### (2) 損失の適時認識

損失の適時認識は、多額の当期純損失(large negative net income)の頻度(LNEG)として推定される。多額の当期純損失の計上に関する検定も、少額の当期純利益の計上に向けた利益管理に関する検定と同様に、3期間に区分された第1期と第2期および第2期と第3期のそれぞれ2期間を取り上げて、その間で次の等式(7)および等式(8)を用いて推定される。多額の当期純損失の係数が測定値である。

$$\begin{split} \mathrm{IAS}\,(0,\,1)_{\mathrm{it}} &= \alpha\,0 + \alpha\,1\,L\,NE\,G_{\,\mathrm{it}} + \alpha\,2\,S\,i\,z\,e_{\,\mathrm{it}} \\ &+ \alpha\,3\,G\,r\,o\,w\,t\,h_{\,\mathrm{it}} + \alpha\,4\,E\,i\,s\,s\,u\,e_{\,\mathrm{it}} \\ &+ \alpha\,5\,L\,E\,V_{\,\mathrm{it}} + \alpha\,6\,D\,i\,s\,s\,u\,e_{\,\mathrm{it}} + \\ &+ \alpha\,7\,Turn_{\,\mathrm{it}} + \alpha\,8\,CFO_{\,\mathrm{it}} + \alpha\,9\,A\,UD_{\,\mathrm{it}} \\ &+ \alpha\,10\,NUMEX_{\,\mathrm{it}} + \alpha\,11\,XLIS\,T_{\,\mathrm{it}} + \\ &+ \alpha\,12\,CLOSE_{\,\mathrm{it}} + \epsilon_{\,\mathrm{it}} \end{split}$$

$$IFRS(0, 1)_{it} = \alpha_{0} + \alpha_{1} L N E G_{it} + \alpha_{2} S i z e_{it} + \alpha_{3} G row th_{it} + \alpha_{4} E i s s u e_{it} + \alpha_{5} L E V_{it} + \alpha_{6} D i s s u e_{it} + \alpha_{7} T u r n_{it} + \alpha_{8} C F O_{it} + \alpha_{9} A U D_{it} + \alpha_{10} N U M E X_{it} + \alpha_{11} X L I S T_{it} + \alpha_{12} C L O S E_{it} + \varepsilon_{it}$$

$$(8)$$

LNEG=多額の当期純損失に関する指示変数

等式(5) および等式(6) と同様に、等式(7) では、IAS(0,1) は、第1期を0として、第2期を1とする。等式(8) では、IFRS(0,1) は、第2期を0として、第3期を1とする。LNEG は、総資産当期純利益率が-0.20 より小さければ1、それ以外であれば0である。LNEG の係数が正であれば、第1期よりも第2期の方が、また第2期よりも第3期の方が、頻繁に多額の当期純損失を認識していることを表す。

## (3) 価値関連性

価値関連性は, 等式 (9) および等式 (10) の 2つの重回帰モデルから推定される。

等式(9)は、Ohlson(1995)が提案した価値評価モデルに基づいている。これは、1株当たり純資産および1株当たり経常利益による株価説明力を表す。等式(9)の左辺および右辺ともに、6カ月前の株価でデフレートしたデータを用いる。

$$P^*_{it}$$
 =  $\beta_0 + \beta_1 BVEPS_{it} + \beta_2 NIPS_{it} + \epsilon_{it}$  ..... (9)

P\* = 決算日から3カ月後の株価<sup>27)</sup>

BVEPS = 1株当たり純資産

NIPS = 1株当たり経常利益<sup>28)</sup>

等式(10)は、Basu(1997)により用いられたリターンモデルの説明変数と被説明変数を逆にした分析モデルである。これは、株式リターンの株価利益倍率の説明力を表す。ここでは、RETURNが正の場合(good news)と負の場合(bad news)に分けて、さらに日本の会計基準の国際化およびIFRSへの収斂の進行との関わりから3期間に分けて、別個に分析される。グッド・

ニュースを有している企業の場合, 利益管理に対する経営者のインセンティブはそれほど高いと思われないことから, バッド・ニュースの場合に, 会計情報の質の相違が生じると予測される。

$$[NI/P]^*_{it} = \beta_0 + \beta_1 RETURN_{it} + \varepsilon_{it}$$
..... (10)

P = 期首の株価

RETURN = (決算日から3カ月後の株価/ 決算日から9カ月前の株価)の 自然対数

## 5 サンプルと記述統計

分析対象企業は、日本の証券取引所への上場企業の中の3月決算企業である。各企業の財務データは日経 NEEDS-CDROM から、株価は株価 CD-ROM2009 から取得した。3つの分析期間ごとのはずれ値を除外した後のサンプル数は、第1期間は2,680企業年度、第2期間は4,307企業年度、第3期間は4,837企業年度である。1999年度より連結キャッシュ・フロー計算書が開示されるようになり、1999年度では前年度のキャッシュ・フロー情報を入手できない企業が多く存在したことから、第1期間のサンプル数は少なくなっている。上場市場別および上場市場数別サンプル数は、図表5-1のとおりである。

会計情報の質を利益管理,損失の適時認識および価値関連性から分析する際に用いる 3つの分析期間ごとの変数の記述統計は,図表 5-2 のとおりである。当期純利益の変化( $\triangle NI$ )および営業キャッシュ・フローの変化( $\triangle CFO$ )は,平均および中央値ともに,第 1 期の 1999-2001年度に負の値を示していたが,第 2 期の 2002-2004 年度に正の値へと変化し,第 3 期の 2005-2007年度に若干減少している。営業キャッシュ・フロー(CFO)は,平均および中央値ともに正の値を示しており,第 2 期の 2002-2004 年度が最も大きく,第 3 期の 2005-2007 年度に若干減少している。それに対して,発生項目(ACC)は,平均および中央値ともに 3 期間を通して負の値を示しており,負の値は徐々に小さくなっている。

1株当たり純資産 (BVEPS) も, 平均, 中央

図表 5-1 サンプル企業

上場市場		1999-2001 年度	2002 - 2004 年度	2005 - 2007 年度
東京証券取引所	1部	1,842	2,933	3,219
	2部	451	737	820
	マザーズ	3	11	67
大阪証券取引所	1部	789	1,194	1,256
	2部	260	412	445
名古屋証券取引所	1部	279	430	449
	2 部	115	179	208
福岡証券取引所	1 部	126	180	191
札幌証券取引所	1部	80	123	127
ヘラクレス		7	27	52
合計		3,952	6,226	6,834

上場市場数	1999-2001 年度	2002 - 2004 年度	2005-2007 年度
1市場	1,664	2,763	3,194
2市場	855	1,301	1,385
3市場	103	158	177
4市場	19	29	28
5市場	39	56	53
合計	2,680	4,307	4,837

図表 5-2 分析に用いる変数の記述統計

	期間	19	999 – 2001	年度	20	002 - 2004	年度	20	005 – 2007	年度
	変数		中央値	標準偏差	平均	中央値	標準偏差	平均	中央値	標準偏差
			Median	Standard Deviation	Mean	Median	Standard Deviation	Mean	Median	Standard Deviation
⊿NI	当期純利益の変化 /総資産	-0.002	-0.001	0.036	0.008	0.005	0.032	0.002	0.002	0.034
⊿CFO	営業キャッシュ・フローの変化/総資産	-0.003	-0.002	0.046	0.004	0.004	0.051	0.003	0.003	0.053
CFO	営業キャッシュ・ フロー/総資産	0.046	0.046	0.044	0.056	0.056	0.047	0.053	0.054	0.052
ACC	発生項目/総資産	-0.026	-0.026	0.051	-0.019	-0.019	0.050	-0.002	-0.004	0.052
BVEPS	1株当たり純資産/ 6カ月前株価	1.416	1.252	0.883	1.299	1.132	0.775	0.945	0.851	0.546
NIPS	1株当たり経常利益 /6カ月前株価	0.101	0.095	0.123	0.115	0.107	0.098	0.091	0.093	0.096
NI/P	1株当たり経常利益 /期首の株価	0.102	0.093	0.119	0.130	0.115	0.115	0.088	0.088	0.083
RETURN	3カ月後株価/9カ 月前株価	-0.131	-0.113	0.258	0.137	0.123	0.284	-0.086	-0.072	0.338
Size	総資産の自然対数	11.102	10.909	1.400	11.023	10.845	1.421	11.050	10.890	1.488
Growth	売上高の変化率	1.254	0.633	12.886	3.558	2.535	11.772	6.783	4.854	17.058
Eissue	普通株式数の変化率	0.609	0.000	4.259	1.030	0.000	5.387	1.999	0.000	9.059
LEV	レバレッジ	2.798	1.462	4.942	2.359	1.297	4.205	1.668	1.144	1.777
Dissue	総負債の変化率	0.258	-1.496	17.031	0.871	-1.436	18.501	3.741	0.583	22.575
Turn	売上高/総資産	0.946	0.884	0.406	1.008	0.939	0.434	1.058	0.990	0.464
AUD	監査法人	0.770	1.000	0.421	0.770	1.000	0.421	0.771	1.000	0.421
NUMEX	上場市場数	1.475	1.000	0.737	1.448	1.000	0.719	1.421	1.000	0.695
XLIST	アメリカ会計基準 採用企業	0.012	0.000	0.109	0.010	0.000	0.102	0.011	0.000	0.105
CLOSE	自己株式比率	0.110	0.005	0.335	1.198	0.191	1.814	1.618	0.366	2.298

図表 6-1 会計情報の質に関する分析結果

Panel A: 利益管理

	1999-2001 年度	2002-2004 年度	2005-2007年度
⊿NI ばらつき	0.0011	0.0009 *	0.0011 *
$\triangle NI$ ばらつき $/$ $\triangle CFO$ ばらつき	0.810	0.502	0.569
ACC と CFO の分散に関するスピアマン相関係数	-0.475 *	-0.557 *	-0.504 *
少額の当期純利益の偏回帰 係数		-0.015	-0.115 *

#### Panel B: 損失の適時認識

	1999-2001 年度	2002-2004 年度	2005-2007 年度
多額の当期純損失に関する 偏回帰係数	0.555 **	0.291 **	

#### Panel C: 価値関連性

	1999-2001 年度	2002-2004 年度	2005-2007 年度
企業価値評価	0.082 *	0.113 *	0.028 *
株価利益倍率	0.129 *	0.155 *	0.082 *
グッド・ニュース	0.013 *	0.111 *	0.066 *
バッド・ニュース	0.074 *	0.023 *	0.024 *

\* 1% 有意

\*\* 5% 有意

値および標準偏差ともに、3期間を通して減少しており、標準偏差も徐々に小さくなっている。1株当たり経常利益を株価で除した変数(NIPS および NI/P) および株式リターン(RETURN)は、平均および中央値ともに、第2期の2002-2004年度が最も大きくなっている。説明変数の中で、売上げに関連した変数(GROWTHおよび Turn)は、平均および中央値ともに、3期間を通して上昇している。

# 6 分析結果

図表 6-1 は、会計情報の質に関する分析結果 を示している。

Panel A は、利益管理の分析結果である。最初の分析では、当期純利益の変化のばらつきについて検証した。当期純利益の変化のばらつきは、第2期の2002-2004年度に最も小さく、第3期の2005-2007年度に再び大きくなっている。当期純利益の変化のばらつきが小さいことは、利益管理が行われていることを表す。各期間の当期純利益の変化のばらつきに差があるか否かについて、ウィルコクスンの順位和検定で検証したところ、第1期と第

2期および第2期と第3期のいずれにおいても、 残差に差異が見られることが明らかになった。

第2の分析では、当期純利益の変化のばらつき対営業キャッシュ・フローの変化のばらつき比率について検証した。当期純利益の変化のばらつき対営業キャッシュ・フローの変化のばらつき比率は、全体を通して1を下回っている。これは、全般的に利益管理が行われていることを表す。その中でも、第2期の2002-2004年度において、最も利益管理が行われている。

第3の分析では、発生項目と営業キャッシュ・フローのそれぞれの残差の相関関係について検証した。相関係数は3期間を通して負の値である。ここでも、全般的に利益管理が行われていることが理解できる。その中でも、第2期の2002-2004年度において、負の値は最も大きい。

最後に、経営者の利益管理に向けての行動について、少額の当期純利益の頻度から分析した。少額の当期純利益の頻度を測定するSPOSの係数は、第1期から第2期および第2期から第3期にかけて、負の値を示していた。この分析結果は、第2期の方が第3期よりも経営者が利益管理に向けて行動したことを表している。第1

期から第2期にかけては、統計上、有意な値が 得られなかった。

Panel A の分析結果から、全般的に、利益管理が行われているが、その度合いは、第2期において最も大きいことが明らかになる。

Panel Bは、損失の適時認識の分析結果である。損失の適時認識の頻度を測定する LNEG の係数は、第1期から第2期および第2期から第3期にかけて正の値を示していて、損失の適時認識が行われていることが理解できる。しかしながら、第1期から第2期にかけてよりも、第2期から第3期にかけての方が、LNEG の係数は小さくなっており、頻繁に多額の当期純損失が認識されなくなっている。これは、経営者が利益管理を行うようになっていることを意味する。

Panel C は、価値関連性の分析結果である。価値評価モデルにおける  $\mathbf{R}^2$  は、3 期間を通して高くない。第 2 期の  $\mathbf{R}^2$  が最も高く 0.113 であった。第 3 期では、 $\mathbf{R}^2$  は 0.028 へと下落した。この傾向は、株式リターンモデルの変形モデルにおいても同様である。株価利益倍率についての  $\mathbf{R}^2$  も、3 期間を通して高くないが、第 2 期の  $\mathbf{R}^2$  が最も高く 0.155 であった。第 3 期では、 $\mathbf{R}^2$  は 0.082 へと下落した。これら価値関連性に関する 2 つの分析結果から、会計基準の変更が会計情報の企業価値説明力を高めるものでないことが明らかになる。

次に、株式リターンが正である場合と負である場合とに分けて、グッド・ニュース時とバッド・ニュース時における株価利益倍率に対する説明力について分析した。その結果では、第1期を除いて、グッド・ニュース時にはバッド・ニュース時よりも  $\mathbf{R}^2$  は高い。これは、先行研究と同様に、経営者はバッド・ニュース時に何らかの経営行動をとることを意味する。

# 7 結論

本研究では、会計基準の国際的収斂が進む中で、日本の会計基準のIFRSsへの収斂が、会計情報の質を高めているか否かについて、利益管理、損失の適時認識および価値関連性の3つの視点から実証的に検討した。分析結果では、日本の会計基準がIFRSsへの収斂を意識して設定および改訂されてきたにもかかわらず、利益管

理は依然として行われており、会計情報の価値 説明力も高まっていないことが明らかになった。 その中でも、特に第2期の2002-2004年度に、 利益管理が行われていた。これは、日本の会計 基準の国際化が会計情報の質を高めていないこ とを表している。

このような分析結果は、本研究が分析手法 において参考とした Barth, Landsman and Lang (2008) のものと異なっている。Barth, Landsman and Lang(2008) は、IFRSs を適用 していない企業に比較して、IFRSs の適用企 業の会計情報の質が高いことから、IASBが高 品質な会計基準を設定していることを明らかに した。その一方で、本研究の分析結果は、同様 の分析手法を用いた先行研究である Paananen and Lin (2009) の分析結果と類似している。 Paananen and Lin(2009) は、ドイツ企業を対 象として, 分析期間を IAS の選択適用期間 (2000 年から2002年), IFRSsの選択適用期間(2003 年から 2004 年) および IFRSs の強制適用期間 (2005年から2006年)の3つの期間に区分して 分析した。分析結果は、IASB が高品質の会計 基準を設定することを目的として会計基準の設 定を進めているにも関わらず、特に2005年の IFRSs の強制適用期間以降において、会計情報 の質が悪化していることを明らかにしている。

現在、日本の会計基準は完全にIFRSsと同一ではない。本研究の分析は、日本の会計基準がIFRSsと同等のものに近づいていることを前提としている。今後、日本の会計基準がIFRSsとの調整を進め、あるいはIFRSsを受け入れた場合に、異なった結果が得られる可能性がある。

### 注

- 1) International Accounting Standards Board (IASB) 2007, "Introduction," International Financial Reporting Standards (IFRSs) IASB, p.9. (企業会計基準委員会訳, 2008 『国際財務報告基準 (IFRSs)』 レクシスネクシス・ジャパン。)
- 2) ニュージーランドでは、2005 年以降早期適用が 認められ、2007 年より強制適用となった。
- Securities and Exchange Commission (SEC)
   Release 33-8879, Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements

Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP, December 21, SEC.

4) SEC, 2007b, Concept Release 33-8831, Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards, August 7, SEC.

SEC, 2008, Release 33-8982, Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers, November 14, SEC.

- 5)韓国では、2009年以降早期適用が認められ、 2011年より強制適用となる予定である。
- 6) Use of IFRSs by Jurisdiction, Deloitte Touche Tomatsu IAS Plus Homepage (access date March 5th 2009).
- 7) 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会, 2007「会計基準のコンバージェンスの加速化に向 けた取組への合意」8月8日。

企業会計基準委員会,2007「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する『東京合意』を公表』Press Release,8月8日。

Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) 2007, "The ASBJ and the IASB Announce Tokyo Agreement on Achieving Convergence of Accounting Standards by 2011," *Press Release*, 8. 8.

- 8) IASB, 2001, "Preface to International Financial Reporting Standards," International Financial Reporting Standards (IFRSs) IASB, par.6. (企業会計基準委員会訳, 2008『国際財務報告基準(IFRSs)』レクシスネクシス・ジャパン。)
- 9) 斎藤静樹, 2003「会計基準の動向と企業会計基 準委員会」『最近の企業会計の動向について』財 務会計基準機構, p.5。
- 10) FT.com. (http://www.ft.com/cms/s/2/c0c698f8-115f-11d9-95d9-00000e2511c8,dwp\_uuid=857cf 036-115e-11d9-95d9-00000 e2511c8.html)

- 11) Committee of European Securities Regulators
  (CESR) 2005, CESR's Technical Advice to the
  European Commission on a Possible Amendment
  to Regulation (EC) 809/2004 Regarding the
  Historical Financial Information Which must be
  Included in a Prospectus: Cousultation Paper,
  CESR.
- 12) 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会, 2007「会計基準のコンバージェンスの加速化に向 けた取組への合意」8月8日。

企業会計基準委員会、2007「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する『東京合意』を公表」Press Release,8月8日。

Accounting Standards Board of Japan, ASBJ, 2007, "The ASBJ and the IASB Announce Tokyo Agreement on Achieving Convergence of Accounting Standards by 2011," *Press Release*, 8, 8.

- 13) Commission of the European Communities, 2008, Accounting: European Commission grants equivalence in relation to third country GAAPs.
- 14) 企業会計審議会, 2009「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)」企業会計審議会。
- 15) Ashbauch, H. and M. Pincus, 2001, "Domestic Accounting Standards, International Accounting Standards, and the Predictability of Earnings," Journal of Accounting Research, Vol. 39, No. 3, pp. 417~434.
- 16) Leuz, C., 2003, "IAS Versus U.S. GAAP: Information Asymmetry-Based Evidence from Germany's New Market," *Journal of Accounting Research*, Vol. 41, No. 3, pp. 445~472.
- 17) Daske, H., 2006, "Economic Benefits of Adoption IFRS or US-GAAP-Have the Expected Cost of Equity Capital Really Decreased?," Journal of Business Finance & Accounting, Vol. 33, No. 3 & 4, pp. 329~373.
- 18) Ewert, R. and A. Wagenhofer, 2005, "Economic Effects of Tightening Accounting Standards to Restrict Earnings Management," Accounting

- Review, Vol. 80, No. 45, pp. 1101~1124.
- 19) Tendeloo, B. V. and A. Vanstraelen, 2005, "Earnings Management under German GAAP versus IFRS," European Accounting Review, Vol. 14, No. 1, pp. 155~180.
- 20) Bartov, E., S. R. Goldberg, and M. Kim, 2005, "Comparative Value Relevance among German, U.S., and International Accounting Standards: A German Stock Market Perspective," Journal of Accounting, Auditing & Finance, Vol. 20, pp. 95~115.
- 21) Soderstrom, N. S. and K. J. Sun, 2007, "IFRS Adoption and Accounting Quality: A Review," European Accounting Review, Vol. 16, No. 4, pp. 675~702.
- 22) Barth, M., W. R. Landsman and M. H. Lang, 2008, "International Accounting Standards and Accounting Quality," *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 3, pp. 467~498.
- 23) Christensen, H. B., E. Lee and M. Walker, 2008, "Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around IFRS Adoption?," Working Paper, Manchester Business School.
- 24) Paananen, M. and H. Lin, 2009, "The Development of Accounting Quality of IAS and IFRS over Time: The Case of Germany," *Journal of International Accounting Research*, Vol. 8, No. 1, pp. 31~55.
- 25) 外国企業の場合には自己資本としての持分が用いられることから、当該分析では株主持分でなく 純資産額を用いる。
- 26) 外国企業の場合には自己資本としての持分が用いられることから、当該分析では株主持分でなく純資 産額を用いて、総負債額/純資産額により計算した。
- 27) Barth, Landsman and Lang (2008) は, 6カ月 後の株価を用いて分析している。ここでは, Paananen and Lin (2009) に基づいて, 3カ月後 の株価を用いて分析する。
- 28) Barth, Landsman and Lang (2008) は, 当期純 利益を用いて分析している。ここでは, Paananen and Lin (2009) が異常項目前当期純利益を用いて いることから, 経常利益を用いて分析する。

#### 【参考文献】

- 一ノ宮士郎, 2008 『QOE「利益の質」分析』中央経 済社。
- 企業会計基準委員会,2007「企業会計基準委員会と 国際会計基準審議会は2011年までに会計基準の コンバージェンスを達成する『東京合意』を公表」 Press Release,8月8日。
- 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会、2007「会 計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組 への合意」8月8日。
- 企業会計審議会,2009「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)」企業会計審議会。
- 斎藤静樹,2003「会計基準の動向と企業会計基準委 員会」『最近の企業会計の動向について』財務会 計基準機構,pp.5~10。
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) 2007, "The ASBJ and the IASB Announce Tokyo Agreement on Achieving Convergence of Accounting Standards by 2011, "Press Release, 8.8.
- Ashbaugh, H., 2001, "Non-U.S. Firms' Accounting Standard Choices," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 20, pp. 129~153.
- Ashbauch, H. and M. Pincus, 2001, "Domestic Accounting Standards, International Accounting Standards, and the Predictability of Earnings,"

  Journal of Accounting Research, Vol. 39, No. 3, pp. 417~434.
- Ball, R. and L. Shivakumar, 2005, "Earnings Quality in UK Private Firms: Comparative Loss Recognition Timeliness," *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 39, pp. 83~128.
- Ball, R. and L. Shivakumar, 2006, "The Role of Accruals in Asymmetrically Timely Gain and Loss Recognition," *Journal of Accounting* Research, Vol. 44, pp. 207~42.
- Barth, M., W. R. Landsman and M. H. Lang, 2008, "International Accounting Standards and Accounting Quality," *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 3, pp. 467~498.

- Bartov, E., S. R. Goldberg, and M. Kim, 2005, "Comparative Value Relevance among German, U.S., and International Accounting Standards: A German Stock Market Perspective," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.20, pp.95~115.
- Basu, S., 1997, "The Conservatism Principle and the Asymmetric timeliness of Earnings," *Journal* of Accounting and Economics, Vol. 24, pp. 3~37.
- Committee of European Securities Regulators (CESR) 2005, CESR's Technical Advice to the European Commission on a Possible Amendment to Regulation (EC) 809/2004 Regarding the Historical Financial Information Which must be Included in a Prospectus: Cousultation Paper, CESR.
- Christensen, H.B., E. Lee and M. Walker, 2008,
  "Incentives or Standards:What Determines
  Accounting Quality Changes around IFRS
  Adoption?," Working Paper, Manchester
  Business School.
- Commission of the European Communities, 2008, Accounting: European Commission grants equivalence in relation to third country GAAPs.
- Daske, H., 2006, "Economic Benefits of Adoption IFRS or US-GAAP-Have the Expected Cost of Equity Capital Really Decreased?," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 33, No. 3 & 4, pp. 329~373.
- Ewert, R. and A. Wagenhofer, 2005, "Economic Effects of Tightening Accounting Standards to Restrict Earnings Management," Accounting Review, Vol. 80, No. 45, pp. 1101~1124.
- International Accounting Standards Board (IASB) 2001, "Preface to International Financial Reporting Standards," International Financial Reporting Standards (IFRSs) IASB, par.6. (企業会計基準委員会訳、2008『国際財務報告基準 (IFRSs)』レクシスネクシス・ジャパン。)
- Land, J. and M.H. Lang, 2002, "Empirical Evidence on the Evolution of International Earnings," *The Accounting Review*, Vol. 77, pp. 115~34.

- Lang, M. J. Raedy and M. Yetman, 2003, "How Representative Are Firms That Are Cross Listed in the United States? An Analysis of Accounting Quality," *Journal of Accounting Research*, Vol. 41, No. 2, pp. 363~386.
- Lang, M., J. S. Raedy and W. Wilson, 2006, "Earnings Management and Cross Listing: Are Reconciled Earnings Comparable to US Earnings?," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 42, pp. 255~283.
- Leuz, C., 2003, "IAS Versus U.S. GAAP: Information Asymmetry-Based Evidence from Germany's New Market," *Journal of Accounting* Research, Vol. 41, No. 3, pp. 445~472.
- Ohlson, J. A., 1995, "Earnings, Book Values, and Dividends in Security Valuation," *Contemporary* Accounting Research, Vol. 11, pp. 661~687.
- Paananen, M. and H. Lin, 2009, "The Development of Accounting Quality of IAS and IFRS over Time: The Case of Germany," Journal of International Accounting Research, Vol. 8, No. 1, pp. 31~55.
- Rogers, J. L., 2008, "Disclosure Quality and Management Trading Incentives," *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 5, pp. 1265~1296.
- Schipper, K., 2005, "The Introduction of International Accounting Standards in Europe: Implication for International Convergence," European Accounting Review, Vol.14, No.1, pp. 101~126.
- Securities and Exchange Commission (SEC) 2007a, Release 33-8879, Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP, December 21, SEC.
- SEC, 2007b, Concept Release 33-8831, Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards, August 7, SEC.

SEC, 2008, Release 33-8982, Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers, November 14, SEC.

Soderstrom, N. S. and K. J. Sun, 2007, "IFRS Adoption and Accounting Quality: A Review," European Accounting Review, Vol. 16, No. 4, pp. 675~702.

Tendeloo, B. V. and A. Vanstraelen, 2005, "Earnings Management under German GAAP versus IFRS," *European Accounting Review*, Vol. 14, No. 1, pp. 155~180.

(本研究は,2008年度愛知学院大学経営管理研究所・研究プロジェクトおよび2009年度科学研究費補助金・基盤研究(C)の研究成果の一部である。)